

別添

規 則 等 の 名 称	徳島県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則
根 拠 法 令	・ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用安定及び職業生活の充実等に関する法律
趣 旨	徳島県職場適応訓練委託規則において、知事は、「沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十八条第一項の規定による沖縄失業者求職手帳の発給を受けている者」に該当する場合に、「委託規則を変更し、又は解除することがある」としている（委託規則第十三条）。 今回の改正は、条例の規定に基づき、所要の規則等の整理を行うものである。
概 要	○ 沖縄振興特別措置法の一部改正に伴う所要の整理を行う。
施 行 日	令和４年７月１２日
県民意見等を募集しなかった理由	規則等において、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理である（沖縄振興特別措置法の一部改正により、「沖縄失業者求職手帳」に関する条項の移動があったため、所要の整理を行うものである。）。
そ の 他 参 考 事 項	